

優秀若手研究者海外派遣事業（常勤研究者）に関するQ&A

申請資格について

1.

質問 申請可能な年齢の上限は何歳ですか

回答 平成21年度採用分については、平成21年4月1日現在、44歳以下の者（昭和39年4月2日以降に生まれた者）まで受け付けます。

2.

質問 派遣期間は12か月を超える申請をすることも可能ですか

回答 派遣期間は、90日以上、原則12か月以内としていますが、研究遂行上12か月超の海外滞在が必要な場合は、例外的に、12か月超の申請を認めることとしております。この場合は、審査において12か月超の滞在の妥当性が判断されます。

3.

質問 常勤研究者の定義は何ですか

回答 所属機関が常勤研究者として認める者になります。研究機関と雇用関係（社会保険に加入）があり、その研究機関で実際に研究を行っている者です。なお、研究の補助に従事している者は対象になりません。科研費の応募資格とは異なりますのでご注意ください。

4.

質問 再度応募することは可能ですか

回答 本事業で派遣されない限り、申請することが可能です。派遣内定を受けた者であっても派遣前に辞退した場合は、再申請可能です。

また、特別研究員採用中に本事業で派遣された者が、常勤研究者になった場合については、常勤研究者を対象とする本事業に申請することが可能です。

5.

質問 申請時に既に海外渡航している場合、残りの期間について助成を受けることはできますか。

回答 本制度の助成により日本を出発することが必要です。

派遣期間について

6.

質問 派遣期間（日数）の変更は可能ですか

回答

（申請後・内定前）

派遣日数

審査は、派遣期間を踏まえて審査しています。そのため、日数の変更は出来ませんので十分に注意

して申請してください。

(内定後・渡航後)

派遣開始日

派遣日数を変更せずに、派遣を開始する日を申請対象とする派遣開始期間の範囲内で変更することは可能です（例えば、21年度募集分であれば、平成22年1月1日より平成22年3月31日の間の範囲で変更可能）。派遣開始期間を過ぎても、派遣開始しない場合は、辞退したものとして取り扱います。（なお、次の募集に応募することは可能です。）

派遣日数の短縮

やむを得ない事情がない限り認めません。なお、短縮を認めた場合であっても、本会は帰国日の変更に伴う、航空賃に関わる追加的な負担はしません。また、短縮により派遣期間が、90日を下回る場合は、本制度の趣旨から、航空賃、滞在費の全額の返還を求めますので十分ご注意ください。

派遣日数の延長

研究課題を遂行するに当たり、派遣の延長を認めることがあります。ただし、延長分の滞在費は支給しません。また、本会は帰国日の変更に伴う、航空賃に関わる追加的な負担はしません。なお、延長している間の滞在費を、本会以外から受ける場合は、復路の航空賃を支給しません（すでに往復航空賃分が支給されている場合は、その半額を返還していただきます。）。

研究課題について

7.

質問 複数箇所で研究する研究計画は認められますか

回答 認められません。

派遣期間中の身分について

8.

質問 派遣期間中は所属機関の職を休職してよいですか

回答 構いません。

9.

質問 国内の所属機関から給与を受け取ることはできますか

回答 構いません。

派遣に関わる諸手続について

10.

質問 海外旅行保険はどうなりますか

回答 本会では関与しませんので、派遣者の責任で対応してください。

11.

質問 ビザに関する手続きは誰がするのですか

回答 派遣者自ら行ってください。経費について本会は負担しません。なお、本会は、派遣に関する証明書を発行しますので、必要に応じて請求してください。

12.

質問 派遣先の宿泊先の手配はどうなりますか

回答 本会では対応しませんので、派遣者自ら手配等を行ってください。

13.

質問 宿舍手当は支給されるのですか

回答 滞在費に宿泊料が含まれていますので、宿舍手当の別途支給はありません。

14.

質問 家族も渡航します。家族手当は支給されますか

回答 支給されるのは、派遣者本人のみの費用です。

15.

質問 派遣期間中に、国内の所属機関を変更しても構わないか。

回答 新たな所属機関での職が常勤研究者であり、当該機関に本事業での派遣が認められれば原則として可能です。ただし、以前の所属機関辞職日の翌日が、新たな所属機関の採用日となる必要があります。

16.

質問 派遣期間中に、科学研究費補助金等の研究資金を使うことはできますか

回答 派遣者は、国内外を問わず、他の研究資金の申請・受給を派遣期間中に行うことができます。ただし、受給については、以下の条件を守る必要があります。

- ・本事業の研究課題の遂行に必要であること
- ・研究資金の経費には本人の滞在費等の生活経費に関するものは含まれていないこと
- ・当該資金において、本事業派遣中に受給することが認められていること

支給経費について

17.

質問 支給経費は給与ですか

回答 旅費に該当します。本事業では、往復航空賃、滞在費を支給します。

18.

質問 他からのフェローシップ等を受けることはできますか

回答 派遣期間中は、国内外を問わず、他から海外で滞在する経費を重複して受けることはできません。また、アルバイト等による収入を得ることも原則できません。なお、以下に挙げるものについては、例外的に受けることができます。

- ・ 我が国の所属機関から受ける給与
 - ・ 学会発表・研究打合せ等の際に提供される旅費（交通費等の実費。日当は対象外）
- 日当は本会が支給する滞在費と重複するため、他からの日当の支給については、辞退してください。
- ・ 研究成果を公表することに伴い生じる著作権料
 - ・ 学術賞等の賞金
 - ・ 医療費等の保険料
 - ・ 研究資金

一時帰国に関して

19.

質問 一時帰国は認められますか

回答 原則認めないこととしていますが、例外的に、やむを得ない事由と認められる場合において認めます。

一時帰国に関する旅費（航空賃）は支給しません。また、日本に滞在中の期間の滞在費は返還していただきます。

一時帰国で派遣期間を終了した場合は、復路航空賃の支給をしません。この場合、派遣開始日から帰国日までの日数が90日未満の時は、航空賃、滞在費の全額の返還を求めることがあります。

なお、派遣期間中または終了後、出入国の確認のためにパスポート等の提示もしくは該当箇所のコピーの提出を求めることがあります。

20.

質問 研究上必要な場合でも、家庭の事情等でやむを得ない場合でも、一時帰国した場合は、滞在費は返還するのですか

回答 本事業は、旅費として海外での滞在費を支援しているため、一時帰国の場合は、理由の如何を問わず、滞在費を返還することになります。

21.

質問 一時帰国が認められた場合、1回の一時帰国につき最長どれくらいまでの期間であれば許可されますか

回答 原則認めないこととしておりますが、本会が、やむを得ない事由として一時帰国を認めた場合であっても、下の表の範囲内とします。一時帰国の1回あたりの帰国日数（日本入国日、日本出国日を含む）を超えないようにしてください。また、派遣期間中に、複数回一時帰国を行なう場合は、その延べ日数が「総合計日数」を超えないようにしてください。

一時帰国をする場合は、事前に本会の許可を得る必要がありますので、事前に連絡の上、手続きをしてください。

派遣期間	1回あたりの一時帰国可能日数	総合計日数
90日～6か月以下	7日	7日
6か月超～12か月以下	10日	14日
12か月超～18か月以下		21日
18か月超～24か月以下		28日
24か月超		半年毎に合計日数を7日加算

その他に関して

22.

質問 優秀若手研究者海外派遣事業の英語名称を教えてください。

回答 優秀若手研究者海外派遣事業の英語名称は、Excellent Young Researcher Overseas Visit Program になります。